

一般競争入札公告

社会福祉法人博愛会の発注する 「地域密着型特別養護老人ホームフロンティア 初度備品一式購入」 の一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成29年1月11日
社会福祉法人 博愛会
理事長 加藤 博

1. 入札内容

- | | |
|----------|--------------------------------|
| (1) 名称 | 地域密着型特別養護老人ホームフロンティア 初度備品一式購入 |
| (2) 場所 | 〒300-2645茨城県つくば市上郷 1600-3 |
| (3) 購入備品 | 初度備品一式 |
| (4) 納入時期 | 平成29年2月末日迄（詳細な納入時期については別途協議あり） |

2. 入札方法等

- | | |
|------------|--------|
| (1) 入札方法 | 一般競争入札 |
| (2) 予定価格 | 非公表 |
| (3) 最低制限価格 | 無 |
| (4) 入札保証金 | 無 |

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、再生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、茨城県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、茨城県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、茨城県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと。
- (6) 医療、福祉関連事業における備品の納入実績があること。

	(7) 茨城県内に本支店、営業所など開設されていること。								
4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出									
	(1) 受付期間	公告日から平成29年1月13日（金）まで。							
	(2) 受付時間	午前10時から午後4時まで（問合せは午前10時から午後5時まで）							
	(3) 提出書類	ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式有）							
		イ 医療、福祉関連事業における備品の納入実績表（書式は任意）							
		ウ 会社案内 ※担当者名氏を添付。							
		※書式は博愛会HPよりダウンロード願います。							
	(4) 提出方法	持参（事前連絡必須）・郵送可 ※締切日午後4時必着							
	(5) 提出・問合せ先	〒300-2658 茨城県つくば市諏訪 C12-9							
		社会福祉法人 博愛会 フロンティア開設準備室							
		担当窓口 : 伊藤							
		電 話 : 029-893-6071							
		E-mail : t.ito@hakuai-kai.or.jp							
5. 一般競争入札参加資格確認通知及び備品仕様書の配布									
	(1) 一般競争入札参加資格確認通知はメールにて送付致します。								
	(2) 博愛会HPよりダウンロード願います。（現場説明会は行わないものとする。）								
6. 入札執行の日時等									
	(1) 入札日時	平成29年1月17日（火）							
	初度備品一式	10:00							
	(2) 入札場所	(株)愛カンパニー ソリューション事業部 会議室							
	住所:	〒300-2658 茨城県つくば市諏訪 C12-9							
7. 入札日程等									
	(1) 公告日	平成29年1月11日（水）							
	(2) 応募締切日時	平成29年1月13日（金） 午後4時まで							
	(3) 備品仕様書等配布日	平成29年1月11日（水）に公示とともに掲示							
	(4) 質疑書提出日時	平成29年1月16日（月）午後1時まで							
	提出方法	Eメール：t.ito@hakuai-kai.or.jp（書式は任意）							
		質疑のない場合は、提出しなくて良い。							
	(5) 質疑回答期限	平成29年1月16日（月）午後4時まで							
	応答日時	平成29年1月16日（月） 午後4時まで							

	応答方法	メールにより回答（全ての質疑について全参加者に回覧し送付）							
		※入札参加が認められた者すべてにメールにより通知する。							
	(6) 入札日時	平成29年1月17日（火）（即日開札）							
8. 落札者の決定									
	(1) 予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。								
	(2) 予定価格の範囲内で入札者がいない場合は、再度入札を実施する。								
	(再度入札を含め入札は二回まで)								
	(3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、								
	交渉による随意契約を行うものとする。								
	① 最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）								
	② 再度入札において、入札に応じるものが1者のみとなった場合。								
	条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内であること。								
	条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。								
	条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。								
	条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名（捺印）すること。								
	(4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。								
	(5) 初回入札に参加する企業が1社のみの場合は1回のみ入札を行うことができる。								
9. 入札注意事項									
	(1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。								
	(2) 落札者にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。								
	(3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。								
	(4) 入札参加にあたって入札日当日に入札金額内訳書を持参すること。また、初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を、後日提出すること。								
	(5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。								
	(6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。								
	① 入札に参加する資格のない者がした入札								
	② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札								
	③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札								
	④ 談合その他不正行為があったと認められる入札								
	⑤ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札								
	⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札								

	⑦次に掲げる入札をした者がした入札								
	ア 入札書に押印のないもの								
	イ 記載事項を訂正した場合においては、その個所に押印のないもの								
	ウ 押印された印影が明らかでないもの								
	エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの								
	オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの								
	カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの								
	キ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの								
	⑧前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札								
10.	契約方法等								
	(1) 本契約の締結は本法人の理事会・評議員会で承認を受けた後とする。								
	(2) 請負代金の支払時期に関しては、特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金等による交付時期を目安とし、下記11に定める通りとする。								
11.	支払条件								
	平成29年3月末日迄に銀行振込								
12.	その他								
	(1) 搬入路等については、関係方面と打合せの上交通安全対策に万全を期することと共に破損等が生じた場合は、速やかに現況を復旧すること。								
	(2) 現場においては、労働基準法・労働安全規則その他関係法令に従い、作業員等の出入監督・風紀・衛生の取締りならびに火災・盗難等の事故防止については遺漏のないようにすること。								